

**自動車登録名義を具備していない留保所有者による別除権行使の可否**

【文献種別】 判決／札幌地方裁判所  
【裁判年月日】 平成28年9月13日  
【事件番号】 平成27年(ワ)第2415号  
【事件名】 自動車引渡請求事件  
【裁判結果】 請求認容  
【参照法令】 破産法49条、民法500条・501条  
【掲載誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25543728

**事実の概要**

販売会社Aは、平成25年9月18日、破産者Bに対し、普通乗用自動車(以下「本件自動車」という。)を割賦販売した(以下「本件割賦販売契約」という。)。本件割賦販売契約では、本件自動車の所有権は、本件割賦販売契約に基づくBに対する債権を担保するため、Aが留保する旨定められていた。また、Aの関連会社であり、顧客等に対する債務保証等を目的とする株式会社Xは、本件割賦販売契約成立と同時に、A及びBとの間の三者契約により、Bの委託を受け、本件割賦販売契約に基づくBの割賦代金支払債務につき連帯保証した(以下「本件保証契約」という。)。本件保証契約には、XがAに対して債務の弁済をした場合は、民法の規定に基づき、Xは当然にAに代位し、AのBに対する本件割賦販売契約に基づく債権の効力及び留保所有権としてAが有していた一切の権限を行使することができる旨定められていた。

Aは、平成25年9月18日頃、本件自動車について所有者名義をA、使用者名義をBとして自動車登録手続をし、本件自動車をBに引き渡した。その後、本件自動車の所有者名義の変更はされていない。

Bが期限の利益を喪失したため、Xが、保証債務の履行として、平成27年5月7日までに、Aに上記割賦代金の残額を弁済した。Bは平成27年8月5日に札幌地方裁判所において破産手続開始決定を受け、Yが破産管財人に選任された。

Xは、法定代位により、本件販売店が本件自動車につき留保した所有権を取得したと主張し、同留保所有権に基づき、Yに対し、別除権の行使として本件自動車の引渡しを請求した。

**判決の要旨**

請求認容。

「Aは本件割賦販売契約上の割賦代金債権等を被担保債権とする本件留保所有権を有しており、Xは、本件保証契約に基づき、Aに対して上記割賦代金の残金全額を弁済し、Bに対して受託保証人としての求償権を取得したと認められるから、Xは、民法500条の法定代位により、当然に、上記求償権の範囲内において上記割賦代金債権及びAが有していた本件留保所有権を行使することができるというべきである(同法501条本文)。

そして、法定代位は、代位弁済者の求償権を確保するために、原債権及びその担保権を法律上当然に求償権者に移転することを認めるものであるから、上記移転に対抗要件は必要とされないと解され、したがって、Xは、本件留保所有権の法定代位による移転につき対抗要件を必要とせず、本件留保所有権を行使することができると解すべきである。

そうすると、本件留保所有権については、Bの破産手続開始前から本件自動車の所有者としてAが登録されていること、実質的にも、Aの本件留保所有権は、上記所有者登録により公示されていたものであって、Xが本件留保所有権を行使することによって一般債権者に不測の損害をもたらすことはなく、債権者間の衡平を害することはないことからすれば、破産法49条2項の要請は満たされているものと解すべきである。

以上からすれば、Xは本件自動車について所有者としての登録を受けることなく、Aが有していた本件留保所有権を別除権として行使することができる」と認められる。」

## 判例の解説

### 一 はじめに

本事案のように自動車を分割払で購入する際、売買契約と同時に販売会社・買主・クレジット会社が三者契約（以下「クレジット契約」という。）を結び、担保目的で車両の所有権を留保することが一般的に行われている。その際、名義変更手数料等のコストの関係から、本事案と同様に登録名義は販売会社とされている場合が多い。

しかし、留保所有権を別除権として行使するためには、破産手続開始決定時において、対抗要件を具備している必要がある（破産法 49 条）。

普通自動車の対抗要件は登録であり、登録名義を有しないクレジット会社が有する留保所有権には原則として対抗力はない。もっとも、法定代位による担保権の移転については、独自の対抗要件の具備は不要と解されているため<sup>1)</sup>、クレジット会社が代位弁済することで、法定代位による販売会社の留保所有権の移転が認められれば、販売会社が登録名義という対抗要件を具備していた以上、クレジット会社は留保所有権を別除権として行使できると解する余地がある。

そこで、本件においては、①法定代位が認められればクレジット会社は留保所有権を別除権として行使できると解するべきか、②行使できると解した場合、具体的にどのような契約内容であれば法定代位による担保権の移転が認められるかの検討が必要である。

### 二 平成 22 年判決とその後の実務の運用

販売会社に立替払を行ったクレジット会社が、民事再生手続開始決定後に、留保所有権に基づき販売会社名義の車両の引渡しを求めることができるかが問題となった事案において、最高裁は「本件三者契約は、販売会社において留保していた所有権が代位により被上告人に移転することを確認したのではなく、被上告人が、本件立替金等債権を担保するために、販売会社から本件自動車の所有権の移転を受け、これを留保することを合意したものと解するのが相当であり、被上告人が別除権として行使し得るのは、本件立替金等債権を担保するために留保された上記所有権であると解すべきである。すなわち、被上告人は、本件三者契約により、上告人に対して本件残代金相当額に

とどまらず手数料額をも含む本件立替金等債権を取得するところ、同契約においては、本件立替金等債務が完済されるまで本件自動車の所有権が被上告人に留保されることや、上告人が本件立替金等債務につき期限の利益を失い、本件自動車を被上告人に引き渡したときは、被上告人は、その評価額をもって、本件立替金等債務に充当することが合意されているのであって、被上告人が販売会社から移転を受けて留保する所有権が、本件立替金等債権を担保するためのものであることは明らかである。立替払の結果、販売会社が留保していた所有権が代位により被上告人に移転するというのみでは、本件残代金相当額の限度で債権が担保されるにすぎないことになり、本件三者契約における当事者の合理的意思に反するものといわざるを得ない。

そして、再生手続が開始した場合において再生債務者の財産について特定の担保権を有する者の別除権の行使が認められるためには、個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続によらないで別除権を行使することができる債権者との衡平を図るなどの趣旨から、原則として再生手続開始の時点で当該特定の担保権につき登記、登録等を具備している必要があるのであって（民事再生法 45 条参照）、本件自動車につき、再生手続開始の時点で被上告人を所有者とする登録がされていない限り、販売会社を所有者とする登録がされていても、被上告人が、本件立替金等債権を担保するために本件三者契約に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されない。」と判示した（最判平 22・6・4 民集 64 卷 4 号 1107 頁。以下「平成 22 年判決」という。）。

同判示は破産手続にも妥当するとして、現在の実務においては、破産管財人は、破産手続開始決定時に車両引上げ未了でクレジット会社が登録名義を具備していないときは、車両は破産財団に属するものとして換価を試み、クレジット会社からの車両の引上げ要求には応じないという対応を行っているようである。

### 三 平成 22 年判決の射程

平成 22 年判決は、法定代位を認めず、その結果クレジット会社による別除権の行使を認めなかったが、異なる契約内容において別除権の行使が認められるかどうかについてまで判示していな

い。そのため、平成 22 年判決の射程については様々な見解が存在している。

## 1 別除権行使の可否について（一①の問題）

### (1) 学説の状況

この問題については大きく分けて 2 つの見解が存在する。

⑦ 法定代位による留保所有権の移転が認められれば別除権としての行使を可能とする見解<sup>2)</sup>

① 自ら登録名義を有しない限り留保所有権の別除権としての行使は認められないとする見解<sup>3)</sup>

### (2) 検討

①の見解の論拠としては①一般債権者との衡平<sup>4)</sup>、②当事者間の任意の合意によって倒産手続における取扱いが変わってしまう不都合性<sup>5)</sup>、③二重譲渡がなされた場合等に妥当な結論が得られないこと<sup>6)</sup>、④複数の保証人が履行した場合に権利行使し得る者が明らかでないこと<sup>7)</sup>等が挙げられている。

しかしながら、以下の理由により、①の見解は妥当ではない。

①については、販売会社名義の登録によって一般債権者が車両の交換価値を把握していないことは公示されており、一般債権者との衡平を害することにならない。逆に、把握していなかった交換価値が反射的に一般債権者に帰属するとすればむしろ衡平を害する結果となってしまう<sup>8)</sup>。なお、前提として、クレジット会社が登録を受けることができた点も指摘されるが、代位弁済した場合でも破産手続が開始されるとは限らないこと、登録手続に費用がかかること、手続に車検証が必要となり買主に負担がかかること等を考慮すれば、クレジット会社が登録を受けないことに帰責性があるともいえない<sup>9)</sup>。

②については、法定代位は民法上認められた権利であり、破産法や民事再生法が実体法上の権利を否定する趣旨を含むとは考えられない<sup>10)</sup>。

また、③④については、平時においても問題になるものであり、倒産手続においてのみ別異に取り扱う理由にはならない。

平成 22 年判決は、当事者の合理的意思表示解釈に踏み込んで判断していることから、契約解釈の余地を残していると解すべきである。

したがって、①の見解は妥当ではなく、⑦の見解が妥当である。

### (3) 本判決について

本判決は、クレジット会社が自ら登録名義を有することなく法定代位により取得した留保所有権を別除権として行使することを認めたものであり、⑦の見解によるものである。

## 2 法定代位の可否について（一②の問題）

では、どのような契約内容であれば、法定代位による留保所有権の移転が認められるであろうか。主な契約内容を整理して、法定代位を認めた本判決の妥当性を検証する。

### (1) クレジット契約の類型

クレジット契約の類型としては、主に立替払方式、保証委託方式が存在する。

立替払方式は、クレジット会社が販売会社に頭金を除いた代金を一括で立替払し、買主はクレジット会社に対し、残代金と手数料を分割払する方式である。

保証委託方式は、販売会社が買主に車両を割賦販売し、クレジット会社は買主の賦払金債務を保証する方式である。買主の賦払金債務の支払が滞った場合、クレジット会社は保証債務の履行として残代金を販売会社に一括払する。

### (2) 平成 22 年判決後の約款改定

以上の立替払方式と保証委託方式のそれぞれにつき、平成 22 年判決が出される前から長年用いられていた契約書（旧約款）と、平成 22 年判決を受けて一部のクレジット会社において平成 22 年判決の射程外とすることを意図して改定された契約書（新約款）が存在する。旧約款と新約款の主な違いは以下のとおりである。

(ア) 旧約款では販売会社が有する債権以外の債権も被担保債権に含まれているが、新約款では販売会社が有する債権のみ被担保債権となっている。

(イ) 旧約款ではクレジット会社に所有権が留保されるものと記載されており、新約款では販売会社に所有権が留保されることの明示がある。

(ウ) 新約款では民法の規定に基づき代位する旨の記載がある。

### (3) 契約内容の分析 1（約款の文言）

平成 22 年判決は、立替払・旧約款の事案について、被担保債権の範囲に残代金相当額に加えて、販売会社の有していない「手数料額等」の債権が含まれること（これらを併せて立替金等債権と呼ん

でいる。)、立替金等債権が完済されるまで所有権がクレジット会社に留保されると記載されていること、買主が期限の利益を失ったときは車両の評価額を立替金等債務に充当するとされていることを指摘して、当該契約に基づく留保所有権は、クレジット会社の債権を担保するためのものであることは明らかとしている。

新約款の場合、被担保債権の範囲は販売会社の債権と同一であり、所有権は販売会社に留保されたものが代位弁済によりクレジット会社に移転すると明記されている。そのため、約款の文言上、車両の所有権は販売会社の債権を担保するために留保され、代位弁済によりクレジット会社に移転することが明らかであり、新約款には平成22年判決の論拠は妥当しないことになる。

#### (4) 契約内容の分析2 (担保の実質)

次に、立替払方式と保証委託方式の場合で契約解釈に違いが生じるであろうか。

立替払方式の場合、契約締結後まもなく立替払が行われるため、立替払がなされないことは通常あり得ない。そのため、販売会社としては、買主から直接に自己に対して弁済が行われるかどうかについて通常関心がない(そもそも、そのような弁済は当事者間において想定されていない。)。したがって、販売会社は自己の債権を担保するために所有権を留保する意思を原則として有していないものと思われる(販売会社にとっての担保の実質がない。)

他方で、保証委託方式の場合には、契約締結後、買主は賦払金を販売会社に支払い、買主が期限の利益を喪失した後、保証履行として残代金相当額が支払われるため、クレジット会社が代位弁済を行うのは、買主が期限の利益を失ったときに限られ、数年単位の期間が経過してから代位弁済が行われることが想定されている。そのため、その期間にクレジット会社の経営が悪化した場合には、販売会社は保証履行を受けられない危険が存在する(人的担保のリスク)。この点を重視すれば、保証方式において所有権が留保されるのは、クレジット会社の債権を担保するためだけでなく、販売会社自身の債権を担保する目的も含まれるとも考えられる(販売会社にとっての担保の実質がある。)

このように解すると、保証委託方式の場合、立替払方式と比して、販売会社の債権を担保するた

めの留保所有権が存在すると解釈する余地が大きくなる。

#### (5) 本事案の約定との関係

平成22年判決の事案で問題となった約定は、立替払・旧約款であり、約款の文言、担保の実質のいずれの観点からも法定代位を認めることは困難なものであった。

他方で、本事案の約定は、保証委託・新約款の約定であり、約款の文言、担保の実質のいずれの観点からも、販売会社の債権を担保するための留保所有権が存在しているとして、法定代位を認めるのに支障がない事案であったといえる。

### 四 本判決の位置づけ

本判決は、平成22年判決の事案とは異なる契約条項において、クレジット会社の法定代位による留保所有権の取得及びクレジット会社自らが登録名義を有することなく法定代位により取得した留保所有権を破産手続において別除権として行使し得ることを明らかにしたものであり、留保所有権の破産手続における取扱いについて実務上参考になるものと思われる<sup>11)</sup>。

#### ●—注

- 1) 我妻栄『新訂債権総論』(岩波書店、1964年)254頁。
- 2) 小林明彦「判批」金法1910号(2010年)12頁、田頭章一「判批」リマークス43号(2011年)137頁、田高寛貴「判批」金法1950号(2012年)56頁等。
- 3) 小山泰史「判批」金法1929号(2011年)59頁、関武志「民事再生手続におけるクレジット会社の法的地位(下)——最判平成22・6・4民集64巻4号1107頁の事件を素材にして」判時2174号(2013年)6頁、坂本隆一「倒産実務における自動車(第三者)所有権留保に係る問題点の整理と今後の課題についての一考察」金法2042号(2016年)33頁。
- 4) 小山・前掲注3)59頁。
- 5) 坂本・前掲注3)31頁。
- 6) 関・前掲注3)(下)12頁。
- 7) 札幌高判平28・11・22判例集未登載において被告が主張している。
- 8) 田頭・前掲注2)137頁、前掲注7)札幌高判平28・11・22。
- 9) 前掲注7)札幌高判平28・11・22。
- 10) 前掲注7)札幌高判平28・11・22。
- 11) 前掲注7)札幌高判平28・11・22も本判決と同様に保証委託・新約款についてクレジット会社の別除権行使を認めた。

弁護士 後藤泰己・須藤 惇